

(仮称) 江別市子どもの権利条例 解説

1 江別市子どもの権利条例の制定の経緯

日本における子どもの権利については、平成元年11月20日に国際連合によって採択され、平成6年4月22日に批准した「児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」という。）」が、国際社会での基盤となっています。

その後、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法（令和4年法律第77号）が令和5年4月1日に施行されました。

一方、江別市では、令和6年4月にスタートした市の最上位計画である、えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）において、五つの基本理念の一つに「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げたほか、第7次総合計画期間の10年間のうち、前期5年間で重点的・集中的に取り組む事項を定めた、えべつ未来戦略において、「子どもが主役のまちをつくる」を戦略の一つの柱として位置付けました。

こうした流れを受け、令和6年11月20日の「江別市子どもが主役のまち宣言」において、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもに優しいまちづくりを行っていくという意思表明を行いました。

この宣言の中でも特に、子どもの権利に関しては、市や市民の意識醸成や取組の具体化が重要との考えから、令和7年度から子どもの権利条例の制定に取り組み、江別市子ども・子育て会議に子どもの権利条例検討部会を設置し、議論を行ってきたほか、**小学5年生から高校3年生を対象としたアンケート調査**や中学生から大学生までを対象としたワークショップ、不登校児童の家族や支援団体、児童相談所、**特別支援学校**に通う生徒の皆さんなどと意見交換会を実施しました。

《以下、意見公募（パブリックコメント）や議会手続きなどについて記載》

2 子どもを取り巻く環境と子どもの権利条例の必要性

現代社会において、子どもを取り巻く環境はますます多様化・複雑化しています。

これまで、子どもたちの生活範囲は、家庭や学校、地域社会が主でしたが、近年ではインターネットやSNSの急速な発展と普及により、子どもたちの生活スタイルや価値観はこれまでにない速度で変化しています。

これらのデジタル環境は、情報へのアクセスを容易にする一方で、情報の質や安全性に関する新たな懸念も生じています。加えて、多様な家庭環境や社会的背景を持つ子どもが増えており、支援ニーズも非常に複雑化しています。

こうした現状に鑑みると、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えることは、もはや家庭や学校だけの責任ではなく、地域社会全体が取り組むべき重要な課題となっています。

子どもの権利を守るためには、子どもが安心して自己表現できる場所や機会を確保し、子ども自身の意見や意思を尊重する社会の仕組みづくりが欠かせません。

こうした課題に的確に対応し、子どもの基本的人権やそれぞれが望む幸せを守り、実現するためには、地域社会において子どもの権利を具体的に保障するための法的な枠組みの整備は必要不可欠であると考えられます。

(仮称)江別市子どもの権利条例は、こうした社会的背景を踏まえ、地域の特性やニーズに合わせて子どもの権利の実現を具体化するための重要な法的手段として位置付けられています。

本条例は、子どもの基本的人権を守るとともに、子どもが自分の意見を自由に表明し、それが尊重される社会参加を促進することを目指しており、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、豊かな未来を築ける地域社会の実現に寄与することを期待されています。

3 前文

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを、権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

【解説】

・本条例では、前文をおいています。前文は、条例の基本的な考え方やメッセージを表すものです。文章については、令和6年11月20日の「江別市子どもが主役のまち宣言」から引用しています。

・子どもは守られるべき存在だけでなく、大人と一緒にまちづくりを行うパートナーです。
前文にこのことを明記することにより、子どもの権利条例の姿勢を明確にしています。

4 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

【解説】

- ・本条では、本条例の目的を規定しています。
- ・具体的には、子どもの権利を明確にし、江別市や保護者、市民、子ども関係施設などが子どもの権利の保障を推進することで、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せを感じられるまちづくりを進めることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住、通学、又は通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又はその他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (4) 子ども関係施設 保育所、認定こども園、児童館、学校など、子どもが育ち、学ぶ場となる施設又は事業を行う者をいう。

【解説】

- ・本条では、本条例で使用する言葉の意味を規定しています。
- ・「子ども」とは、江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）を参考に、市内に居住していることにとどまらず、市外から通学や通勤しているものも含む、18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者としています。
- ・「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当」については、子どもの状況によっては、18歳以上であっても、本条例で定める「子ども」と捉えることが適当である場面が想定されることから規定しています。例えば、18歳や19歳で高等学校に通う生徒は、「子ども」と捉える必要があるものと考えられます。また、救済委員会に相談しているうちに18歳となった場合でも、引き続き、支援の対象とすることなども考えられます。
- ・「保護者」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の規定をそのまま適用しており、子どもを実際に監護している方を保護者と定義しています。

- ・「市民」は、原則、江別市自治基本条例に基づき、実際に住まう方のみならず、通勤や通学、事業活動を行う方も含むものとしています。
- ・「子ども関係施設」は、保育所や児童館、学校などの施設や、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの事業など、子どもが育ち、学ぶ、公的な制度による場のことを指していますが、例えば、子ども食堂など、公的な制度に基づかず市民活動などにより実施される場においても、この条例の趣旨を踏まえて取り組むことが期待されます。

（基本理念）

第3条 全ての子どもは、一人の人として尊重され、次の四つの原則のもと、健やかに育つ権利を有する。

- (1) 差別の禁止
- (2) 子どもの最善の利益
- (3) 子どもの生命と成長の保障
- (4) 子どもの意見の尊重

2 市、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、子どもの多様性を認め合い、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。

3 市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの最善の利益を第一に、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進する。

4 市、子ども、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無その他の個性や違いを理解し、尊重し合うものとする。

【解説】

- ・本条では、本条例の全てに通じる基本理念を規定しています。
- ・本条は、子どもの権利条約の基本的な考え方である四つの原則（ユニセフの解説による）を踏まえながら、地域の実情に即したまちづくりを行っていくという基本姿勢を明記しています。
- ・子どもの権利条約の四つの原則は、それぞれが条文に盛り込まれた権利となっていますが、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切なものとされています。
- ・第4項では、個性や違いを理解し、自分にはない相手の良さを理解し、尊重することの大切さを明記しています。共生社会の形成は、子どもが自分らしく健やかに成長する上で基本となると考えられることから、基本理念として位置付けています。

5 第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きるため、次のことが保障される。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。
- (2) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。
- (3) 愛情と理解を持って育まれること。
- (4) 性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無などを理由とした、あらゆる差別を受けないこと。

【解説】

- ・第4条～第7条は、子どもの権利条約に基づき、権利の主体としての子どもが保障されるべき具体的な権利について規定しています。
- ・本条の「安心して生きる権利」とは、子どもの安全が確保され、安心して生活できることをいいます。
- ・具体的には、安心して暮らすことのできる生活環境が確保されること、子どもが必要な医療を受けることができ、健康的な生活及び社会環境が確保されること、性別や年齢などを理由とした、あらゆる差別を受けないことなどとしています。

(自分らしく成長する権利)

第5条 子どもは、自分らしく生き、成長するため、次のことが保障される。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 家族と一緒にいることができ、大切に育てられること。
- (3) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。
- (4)好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。
- (5) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られ、自分を理解し、成長できる環境が整備されること。
- (6) プライバシーが保護されること。

【解説】

- ・本条の「自分らしく成長する権利」とは、子どもの意思が尊重され、自分らしく生き、成長できることをいいます。
- ・具体的には、子どもにとって重要な学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、家族と一緒にいられ大切に育てられること、子どもの意思が尊重されること、様々な成長の機会が確保されることなどとしています。例えば、子どもの最善の利益のために家族と離れる選択がされることもあります。その場合にあっても、子どもが希望すれば家族と連絡を取り合うことができるようにすることが必要です。

(守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるため、次のことが保障される。

- (1) 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。
- (2) 権利の侵害を受けたときに適切かつ迅速に支援及び救済を求めること。
- (3) 必要な情報や知識を得ること。
- (4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

【解説】

- ・本条の「守り、守られる権利」とは、子どもの品位等が傷つけられないこと、それがあった場合に支援等を受けられることをいいます。
- ・具体的には、暴力や虐待、いじめなどの子どもの品位を傷つけ、または、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を暴力等と規定し、それらから保護されることとしています。なお、児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法などにおいては、各法令に基づいた具体的な方針が示されているため、それらに従って適切に対策が講じられることが重要です。

(意見や考えを表明し、参加する権利)

第7条 子どもは、自分の意見や考えを表明し、自分に関わりのあることに参加するため、次のことが保障される。

- (1) 必要な情報を得て、意見や考えを表明できること。
- (2) 表明した意見や考えが尊重されること。
- (3) 自分に関わりのあることの決定又はその過程に参加できること。
- (4) 多様な社会的活動に参加できること。
- (5) 友達や仲間と集まることができること。

【解説】

- ・本条の「意見を表明し、参加する権利」とは、子どもが自分の意見や考えを表明し、自分に関わりのあることに参加できることをいいます。
- ・具体的には、必要な情報を得られることや、意見や考えを表明し、また、それが尊重されること、ほかの人々と一緒に団体を作ったりすることなどとしています。

(子ども相互の権利尊重)

第8条 子どもは、自らの権利を享受する主体であるとともに、他の子どもの権利を尊重するものとする。

【解説】

- ・本条では、子どもは権利を享受する主体であると同時に、他者の権利を守る主体であることを規定しています。

6 第3章 市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、保護者、市民及び子ども関係施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

- ・第9条～第12条は、それぞれの立場における役割について規定しています。
- ・本条では、子どもの権利条例の目的を達成するための市の責務を規定しています。
- ・具体的には、子どもの権利に関する施策の策定と実施及び、市以外の者がそれぞれの役割を果たせるよう、必要な支援を行うこととしています。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 保護者は、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、保護者の役割を規定しています。第1項については、保護者においても子どもの権利の関心と理解を深め、権利の保障に努めることと規定しています。
- ・第2項については、子どもの声を聴くのはもちろん大切ですが、発達過程の子どもの意見を**無条件に**尊重するのではなく、声を聴いた上で、何が子どもにとって最も良いかを大人が考え、導くことを規定しています。

(市民の役割)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

【解説】

- ・本条は、市民の役割を規定しています。
- ・第1項は、前条と同じですが、第2項において、ボランティアや自治会活動などの社会的活動にも子どもが参加できるよう、機会の保障に努めることを規定しています。

(子ども関係施設の役割)

第12条 子ども関係施設及びその関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、**子どもの権利の保障に努めるものとする。**

2 子ども関係施設及びその関係者は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 子ども関係施設及びその関係者は、子どもが社会的活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

4 子ども関係施設及びその関係者は、子どもの意見や考えを聴き、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。

5 子ども関係施設及びその関係者は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

6 子ども関係施設及びその関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。

【解説】

- ・本条は、児童館や保育所、学校などの子ども関係施設の役割について、規定しています。
- ・第1項及び第2項は、前条と同じです。
- ・第3項では、子どもが様々な経験や体験できるよう、社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動など）に参画する機会の確保に努めるものとしています。
- ・第4項では、施設の運営にあたっては、運営者である大人側が一方的に物事を決めるのではなく、子どもの声を聴き、運営に反映させる努力をすることが重要です。
- ・第5項では、子どもの権利に関する周知啓発と、子どもからの相談体制の整備について規定しています。
- ・第6項では、いじめは、子どもの権利侵害にあたります。そうした状況にならないよう、子どもが利用する施設においては、市と連携をして防止する取組が重要です。

7 第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(相談体制の整備)

第13条 市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安や悩みを抱えたときに、安心して相談でき、秘密が守られ、適切な支援につながるよう、子どもが相談しやすい窓口を整備するものとする。

【解説】

- ・市は、第17条の救済委員会とは別に、子どもが相談しやすい窓口（手段）を設けることを規定しています。
- ・具体的には、SNS などを通じた相談や対面、電話での相談などが考えられます。

(子どもの意見表明等)

第14条 市は、**大人とともにまちづくりを担う**子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

【解説】

- ・本条では、市の役割として、**まちづくりを大人と一緒に担うパートナーとしての子どもが**、必要な情報を提供するとともに、それに基づく意見表明の機会の確保、また、第2項では、子どもの意見形成または表明するに当たり、機会や支援が必要になると考えられることから、それらを市の役割と規定しています。

(広報活動及び支援)

第15条 市は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 市は、子どもの権利について、保護者、市民、及び子ども関係施設その他子どもに関わる全ての者が、理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【解説】

- ・本条では、子どもの権利に関する広報活動等について、子ども自身が権利について学ぶこと、さらには、子どもに関わる全ての大人が、子どもの権利について理解を深めることが重要であることを規定しています。
- ・まずは、多くの方に、子どもの権利に関する理解を深めていただくことが重要であると考え、市としても必要な支援を行うこととしています。
- ・具体的には、分かりやすいパンフレットの作成や出前講座などが考えられます。

(多様な個性を育むための環境整備)

第16条 市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる環境整備その他必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- ・本条では、市は、置かれている状況（経済的な事情、家庭環境、障がいの有無など）にかかわらず、子どもが心身を休めることができ、また社会とつながりを持ち、孤立しないような環境を整備することの責務を明確にしています。
- ・これには安全な居場所の確保や交流の機会の提供などが含まれ、物理的環境の整備にとどまらず、必要に応じてさまざまな支援や制度を設ける柔軟な対応も考えられます。

8 第5章 子どもの権利救済委員会

(救済委員会)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

2 救済委員会の職務は、次のとおりとする。ただし、調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件に該当するときは、調査を行わないものとする。

- (1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会の委員（以下「委員」という。）は、3人以内とし、子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるときや職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第3項の規定による委嘱を解くことができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・本条は、権利侵害があった場合の救済方法について規定しています。
- ・基本的な相談は、第13条に規定する相談窓口において実施することが想定されますが、本人による申立てや、相談を受ける中で、その必要性があると判断した場合には、本人の同意

を得て、救済委員会への申立てを行うことが想定されます。

- ・なお、行政には、様々な相談窓口があることから詳細については、別に規定を設けて運用していくことを想定しています。
- ・調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件については、別途定めることとなりますが、以下のようなものを想定しています。
 - ①判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に係争中の事案に関するものであるとき。
 - ②議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
 - ③救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
 - ④子ども又は保護者の同意が得られないとき(ただし、その子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません)。
 - ⑤いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に規定する重大事態として同項に規定する学校の設置者又はその設置する学校により調査が開始されたものであるとき。
 - ⑥児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援のため、同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会による協議が開始されたものであるとき。
 - ⑦前各号に掲げる場合のほか、調査を行うことが適当でないとき。

(救済委員会の尊重)

第18条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。

【解説】

- ・本条は、権利侵害があった場合の救済方法について規定しています。
- ・市長は、救済委員会からの求めがあった際には、その求めに応じた対応を講じ、その結果を救済委員会に報告することとしています。

(救済委員会への協力)

第19条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、協力しなければならない。

2 市の機関以外の子ども関係施設は、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・救済委員会が子どもの権利に関する課題解決に向けて取り組むにあたっては、第17条第2項第3号の規定による救済委員会の調査等に対して、協力することが大切です。そのため、市の機関に関しては義務とし、市の機関以外に関しては努力義務としています。

(子どもの権利相談員)

第20条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員を置く。

【解説】

- ・子どもの権利に関する相談は、まずは江別市子どもの権利相談員が課題解決に向けた調整等を行います。
- ・子どもの権利相談員では、課題解決に至らない事案に関して、本人の同意を得た上で救済委員会への申し立てを行います。なお、緊急性が高いなどの場合においては、子どもの権利相談員の判断のもと、本人の同意を得ることなく、救済委員会への申し立てを行うことがあります。

9 第6章 施策の推進

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、**行政の担当や役割の枠を超えて**、子どもの権利に関する必要な施策を**総合的に**推進するものとする。

2 市は、この条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第34号）で定める江別市子ども・子育て会議に報告し、意見を求めるものとする。

3 市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。

【解説】

- ・本条では、本条例の目的を達成するための方策について規定しています。
- ・目的の達成のためには、福祉や教育、その他様々な部門が連携して、子どもの権利を大切にするために取り組むことが重要です。
- ・具体的には、市として必要な施策を推進すること、条例の施行状況及び施策の進行状況を有識者や実践者などで構成する子ども・子育て会議に報告し、意見をいただきながら推進していくこととしています。

10 第7章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

- ・本条例の目的の達成のため、より細かな規定が必要となる可能性があることから、委任の規定を設けています。

11 附則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

【解説】

- ・この条例がいつから効力を発揮するのかを規定するものです。